

《 令和 8 年度南三陸町志津川湾夏まつり出店要項 》

【志津川湾夏まつり開催概要】

開催日時	令和 8 年 7 月 25 日（土） 15 時から 20 時 30 分まで [※荒天の場合、翌日 7 月 26 日（日）に順延予定、花火打ち揚げのみ順延とする可能性有]
開催場所	志津川仮設魚市場周辺特設会場（南三陸町志津川字旭ヶ浦 8）
主 催	志津川湾夏まつり実行委員会

(1) 出店について

① 出店料

町内から出店	テント 1 張 [基準：間口 3m×奥行 3m]	8,000 円
	キッチンカー [1 区画：間口 6m×奥行き 3m]	8,000 円
町外から出店	テント 1 張 [基準：間口 3m×奥行 3m]	17,000 円
	*テントサイズが間口 3m以上 6m以内の場合	34,000 円
	キッチンカー [1 区画：間口 6m×奥行き 3m]	17,000 円

・支払方法と期限：**6 月 23 日（火）の出店者会議の場にて現金で支払う**

（※出店者会議の詳細については⑧に詳細記載）

② 仮設営業許可証

・飲食物を販売する場合は当該保健所に申請し許可証を授与された場合のみとする

・許可証の写しを **7 月 16 日（火）まで**に事務局に提出する（FAX、メール可）

・イベント当日、許可証の原本を出店ブース内の見える位置に掲示する

（※掲示がない場合、保健所等の指導により出店を取りやめとなる可能性有りの為要注意）

③ 露店営業道路使用許可申請

・南三陸警察署への届け出は事務局にて一括して行う

⇒**6 月 23 日（火）の出店者会議時**に以下の書類を事務局へ提出する（原本提出で期日厳守）

暴力団追放への誓約について：1 部（必要事項記入、捺印必須）

道路使用許可申請書：1 部（必要事項記入）

道路使用許可申請代 2,300 円を書類提出時（出店者会議参加時）支払う

※上記書類の提出と申請料の支払いが期日までにされない場合は出店不可とする

④ 露店等の開設届出

・南三陸消防署への届け出は事務局にて一括して行う

・火気使用器具を使用する場合、業務用消火器の設置が義務付けられている為各自で準備する

（※**事務局からの貸し出し不可**）

・火気使用器具を使用する場合、当日の開場前に消防署による点検を受ける必要がある為、出店に係る設備配置は **14 時 30 分には完了**する

- ⑤ 貸し出し備品（キッチンカー及び町外出店は除く）
 - ワンタッチテント（3m×3m） ※申込書記載の張数のみ貸し出し
 - 長机2本
 - 電球コード
- ⑥ 発電機
 - ・使用する場合は各自で準備持ち込みする
 - （※実行委員会にて配備する発電機は夜に電球を点灯させる用の為、使用及び貸出不可）
- ⑦ ゴミの処分
 - ・営業（出店店舗）で出たゴミは原則持ち帰り
 - （※会場内に設置しているゴミ箱はお客様用の為営業で出たゴミは入れないこと）
- ⑧ 出店者会議
 - ・出店者会議へ参加は必須（※不参加の場合は出店不可とする）
 - [日時] 6月23日（火）15時から [申請書類・申請代・出店料の受付 14時から開始]
 - [場所] 南三陸ポータルセンター（南三陸町志津川字五日町 200-1）
- ⑨ 避難訓練
 - ・当日実施する避難訓練へ参加必須（※詳細は出店者会議にて共有）
- ⑩ 売上報告
 - ・7月31日（金）までに事務局へ売上報告をする（直接、電話、FAX、メールいずれでも可）
- ⑪ 【町内からの出店者のみ】清掃活動
 - ・イベント翌日の早朝6時からゴミ拾いへ参加必須（所要時間30分ほど）
 - ※各店舗1名のゴミ拾い協力を必須とし、人的協力をいただけない場合は協力金として、3,000円を徴収いたします。あらかじめご了承ください。

(2) 当日予定タイムスケジュール（準備及び撤収、避難訓練有）について

12:40	仮設魚市場テント内集合 ① 全体中礼 ② 仮設魚市場内飲食スペース設置（町内出店者） ※通行止開始前の路上での出店準備は一切不可
13:00～	（通行止開始）
13:00～	出店準備開始 ① 搬入開始 ② ワンタッチテント設置、机運搬（町内出店者） ③ 電球取付（お試し点灯実施）（町内出店者） ④ 店舗毎に販売準備

14:00～	避難訓練（各店舗1名参加必須）
14:30～	消防署立会点検
15:00～	営業開始〔南三陸志津川湾夏まつり開場〕
18:00	電球点灯（発電機電源入れる）
20:30	<p>営業終了〔南三陸志津川湾夏まつり終了〕</p> <p>※営業終了時間厳守</p> <p>※<u>終了時間前のテント撤去は厳禁（テント内の片づけは可）</u></p> <p>【撤収作業開始】※お客様が少なくなってから搬出用車両移動（21時頃）</p> <p>① 店舗毎に販売に係る設備の撤去</p> <p>② 電球取り外し（町内出店者）</p> <p>③ 店舗テント撤去、机運搬（町内出店者）</p> <p>④ 仮設魚市場内飲食スペース撤去（町内出店者全員）</p> <p>⑤ 終礼（仮設魚市場内）</p>
21:50	⑥（通行止解除）※ 時間厳守

(3) 駐車場について

- ・関係者駐車許可証を**各店舗1枚まで**お渡し（出店料お支払い時にお渡し）
 - ・当日は関係者駐車場許可証を掲示の上、関係者駐車場へ駐車する（※1台のみ駐車可）
- ※実行委員会では駐車場内における事故や盗難等のトラブルに関して一切その責任を負わない

[参考情報] * 内容が変更になっている可能性があります。

① 保健所申請について

- 申請先：気仙沼保健福祉事務所（気仙沼保健所） 食品薬事班
- 連絡先：0226-22-6615（食品担当者へ）
- 申請手数料
 - 臨時営業（半年に4回まで）：3,000円
 - 仮設営業（5年間の申請）：新規10,000円（※）／更新8,000円

※新規申請の際は最初のイベントで使用する器具（テント・机等）類の持ち込みが必要
- 食品衛生責任者の資格の提示
 - ⇒仮設営業、臨時営業でも食品衛生責任者の設置が必要となる
 - ・責任者をすでに申請している場合は、緑の責任者手帳を保健所申請時に提出
 - ・責任者の資格を有していない場合は、「契約書」を記入して保健所へ持ち込み、半年以内に責任者講習（受講料6,000円）を受講する

※後日、保健所より講習会の案内が届く

※契約書を提出すればイベント出店可能